

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会記録

日 時 令和4年10月11日（火曜日）14時00分～14時22分
場 所 羽幌町議会議場
出席者 村田委員長、平山副委員長、磯野委員、阿部委員、工藤委員、船本委員、小寺委員、逢坂委員、舟見委員、森委員
駒井町長、今村副町長、山口教育長、大平財務課長、熊谷財務課主幹、伊藤農林水産課長、高橋商工観光課長、鈴木健康支援課長
欠席者 金木委員
事務局 豊島事務局長、嶋元係長

村田委員長（開会） 14:00～14:01

それでは、ただいまより新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を開催いたします。

本日は、地方創生臨時交付金申請予定事業についてを議題といたします。

まず初めに、概要説明のほうを大平財務課長より説明していただき、その後事業内容を各担当課より説明を受けます。そして、審議に入っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、金木委員より欠席届が提出されておりますので、申し添えておきます。

では、始めさせていただきます。では、大平財務課長のほうより概要説明をよろしく願います。

1 地方創生臨時交付金申請予定事業について

説明員 大平財務課長、伊藤農林水産課長、高橋商工観光課長

大平財務課長 14:01～14:03

委員の皆さんにおかれましては、お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。それでは、私のほうから地方創生臨時交付金実施計画申請予定事業の概要につきましてご説明させていただきます。

初めに、今回の交付金につきましては、国の令和4年度予備費を財源としており、当町の交付限度額につきましては4,230万1,000円となっておりますが、これまでに交付決定を受けた交付金のうち留保しておりました538万4,000円につきましても今回活用したいと考えております。なお、今回の交付金につきましては、電力・ガス・食料品等価格

高騰重点支援地方交付金という形で新たに創設されたものであり、国から推奨事業メニューが示されております。大きなくくりといたしましては、生活者支援と事業者支援の2つに分かれており、生活者支援につきましては消費下支え等を通じた生活者支援など4つの事業メニュー、事業者支援につきましては農林水産業における物価高騰対策支援や中小企業に対するエネルギー価格高騰対策支援などの4つの事業メニューとなっており、申請可能な事業につきましては原則国が推奨するこれら8つの推奨事業メニューに合致する事業に限定されております。

次に、今回計画している事業につきましては、6事業を予定し、交付金の対象経費として6,045万1,000円となっており、今回の交付限度額と留保していた額を合わせた4,768万5,000円に対し1,276万6,000円超過している状況となっております。なお、実施計画書の提出につきましては、留萌振興局への提出期限が10月17日となっておりますので、本特別委員会等でのご意見などを踏まえ、本会議で予算案を提出し、決定をいただいた上で提出したいと考えております。

私からの説明は以上であります。

村田委員長

それでは、事業内容について担当課よりよろしく願いいたします。

伊藤農林水産課長 14:03~14:07

それでは、農林水産課につきまして説明をさせていただきます。資料のうち1番から3番までとなります。

初めに、1番、燃油価格高騰対策農林水産業支援事業（林業事業者強化事業）であります。これは燃油価格の高騰の影響を受けている林業事業者に対し燃料費の一部として作業機械の保有台数に応じて定額を支援するものであります。本町の林業事業者にありましては、森林所有者である個人や企業、また官庁などからの請負という形の中で伐採や植林等の事業を行っておりますが、仕事を請け負うに当たりまして価格高騰分の上乗せが全て対応できていないということから、事業者経営の強化を図るため支援するものであります。支援の内容といたしましては、3事業者に対して原動機付の車両系建設機械1台当たり5万円、1事業者10台を上限に助成いたしまして、総事業費は100万円を予定しております。

次に、2番、燃油価格高騰対策農林水産業支援事業（漁業経営者強化事業）であります。これは燃油価格高騰の影響を受けている漁業者に対し、燃料その他費用の一部として漁船規模に応じて定額を支援するものであります。これまで漁業者に対しては、数回同様の支援を行ってきております。本年の漁獲高の状況といたしまして、一部の魚種で好調なものがありますが、町全体といたしましてはコロナウイルス感染症拡大前の平

常期頃の漁獲高に何とか戻りつつあるという状況であり、また漁業におきましては市場動向により売上げが左右され、コスト上昇分を全て価格販売に転嫁できるか分からないという業種であることから、今回の交付金に関しても支援を行い、漁業経営の強化を図ろうとするものであります。支援の内容といたしましては、135漁業者に対して区分に応じて3万円から12万円を助成し、総事業費は670万円を予定しており、漁協へ一括補助した後、各組合員へ支援するものとしております。

最後に、3番、燃油価格高騰対策農林水産業支援事業（農業経営者強化事業）であります。これは燃油価格の高騰の影響を受けている農業者に対し、燃料その他費用の一部として定額及び作付面積に応じて支援するものであります。これまで農業者に対しても数回同様の支援を行ってきております。農業の状況といたしましては、燃油価格はもちろんのこと、飼料や肥料等も上昇し、また生乳の生産調整も行われ、今後の農業情勢もさらに厳しくなるということが想定されております。また、漁業と同様に農業におきましても市場動向により売上げが左右され、コスト上昇分を全て販売価格に転嫁できるか分からないという業種であることから、今回の交付金に関しましても支援を行って農業経営の強化を図ろうとするものであります。支援の内容といたしましては、90農業者に対して定額分として各3万円を、作付面積割分として10アール当たり150円と計算し、90農業者のうち84農業者に対して1万円から17万円を助成、総事業費といたしましては535万円を予定しており、農協へ一括補助した後、各組合員へ支援するものとしております。

農林水産課分は以上であります。

村田委員長

続きまして、高橋商工観光課長、よろしく申し上げます。

高橋商工観光課長 14:07～14:13

それでは、商工観光課で提案しております事業についてご説明いたします。

説明につきましては、今農林水産課のほうでも燃油価格高騰対策事業について説明しておりますので、商工観光課につきましても先に5番、6番の燃油価格高騰対策から説明していきたいと思っております。

2枚目をお開きください。燃油価格高騰対策商工業支援事業といたしまして、5番、貨物自動車運送事業者支援事業についてですが、この事業は燃油価格高騰の影響を受けている町内の貨物自動車運送事業者を対象に燃料費の負担軽減を図るための支援を目的としております。対象とする事業者は、法人・個人事業者問わず、1つは一般貨物自動車運送事業として運送の許可を受けている事業者を対象とし、その事業者が所有する貨物自動車、一般的には緑ナンバーとも営業ナンバーともいいますが、その緑ナンバー車

両1台当たり5万円を支援し、1事業者20台を限度とした支援を考えております。もう一つが貨物軽自動車運送事業として運送営業の届出をしている事業者を対象とし、この事業者が所有する事業用自動車、一般的には黒ナンバーとありますが、その黒ナンバー車両1台当たり3万円を支援し、1事業者20台を限度とした支援を考えております。どちらも町内に本社または営業所等を設置し、令和4年10月1日時点及び申請日時点で事業を営み、かつ支援後も引き続き事業を継続する意思のある事業者に対する支援を考えております。総事業費は、緑ナンバーが21事業者102台、黒ナンバー15事業者23台を想定し、総額579万円を予定しております。

次に、6番、土木建設事業者支援事業についてですが、この事業も燃油価格高騰の影響を受けている町内の土木建設業の事業者を対象に、燃料費の負担軽減を図るための支援を目的としております。対象とする事業者は、法人・個人事業者問わず、土木建設業を営む事業者を対象とし、業務に必要な燃料費の一部として、この事業者が令和4年4月1日から令和4年9月30日までの間において所有、または1か月以上所有、リース契約等をしている、特に影響が大きい土木建設用の作業機械に対して1台当たり5万円を支給し、1事業者20台を限度とした支援を考えております。この事業につきましても、町内に本社または営業所等を設置し、令和4年10月1日時点及び申請日時点で事業を営み、かつ支援後も引き続き事業を継続する意思のある事業者を対象とする支援と考えております。総事業費は、44事業者150台を想定し、総額750万円を予定しております。

次に、1ページにお戻りください。次に、食料品等価格高騰対策商工業支援事業といたしまして、4番目の消費活性化対策事業についてですが、この事業はコロナ禍における食料品等の価格高騰が今後も続いていくことが想定され、地域経済への影響は大きいものと考えております。その影響を大きく受ける生活者に対して、広く町内事業者で使用できる町民1人当たり5,000円の町民利用クーポン券を配布することで、町内経済の活性化を図り、消費を下支えしたいと考えております。実施予定につきましては、12月から1月の2か月間を予定しており、人口、世帯数を基に算出し、クーポン券の管理に係る経費として報償費3,207万5,000円、クーポン券や大封筒等の印刷に係る経費として55万2,000円、クーポン券等の配送経費として141万2,000円、その他消耗品等々の経費として7万2,000円、事業費計といたしまして3,411万1,000円を予定しております。なお、この事業の基準日において羽幌町に住所を有する者を対象と考えております。

以上です。

村田委員長

これで説明が終わりました。

質疑に入りたいと思います。質問のある方は挙手にてお願いいたします。

－ 1 の主な協議内容等（質疑） － 14:13～14:22

工藤委員 6番目の事業で、その他の部分に僕が前回言っていたクリーニング店が入っているのかどうか。それから、その他という部分でどんな業種に支援されるのかお聞きしたいです。

高橋課長 お答えいたします。その他の部分に関しましては、今回土木建設業という部分でのくくりにしてありますので、クリーニング店に関しましてはこの中には入っておりません。その他として、一応土木建設業という部分の広く取りたいところで、対象事業者として書かれている業種以外で大きな機械を持っている部分があった場合も拾っていければということでその他としてあります。

森委員 冒頭、大平課長のほうから、いわゆる国からの交付額に対しての支出の差、およそ1,270万強ということ、オーバーしているという説明がありましたけれども、債務が、要するにこれがもし施行されて、財源がどうだということをお聞きします。ただ、その前に4番のところで、これまで何度もやっていますので、執行率がどうであるかということを知って、それから大平課長の答弁をお願いしたいと思います。

高橋課長 お答えいたします。クーポン事業につきましては、過去5回実施しております。その中でクーポンの区分によって多少使用率が変わってくるのですが、一番使用率がよかったのが5回目の何も区分つけない形が使用率としては98%ほどで終わっております。残りの4回につきましては、それぞれ97%から95%という形で使用率が終わっておりますので、予算としてもその分のダウンという形にはなっていると思います。

大平課長 それでは、私のほうから財源の部分なども含めてお答えしたいと思います。まず、今回の計画でいきますと、大体1,200万円ほどオーバーしている形にはなっているのですが、どうしても執行率が100%行かないものもあるというふうに私たちのほうでは捉えております。この交付金におきましては、本年度当初予算に組んだ部分ですとか補正で追加で予算化させていただいた事業等々多々あるのですが、全部100%使わ

れるわけではなくて、どうしても執行残が出る部分もあるというように考えております。こういった部分を加味しますと、これぐらいつけておくと昨年度のように使い切れなくて返還ですとか、そういうことはまずないかなと思っておりますし、どうしても時期的にこの後に、このぐらいでいきますと1つぐらいの事業しか多分できないと思うのですけれども、いつ国のほうから最終の変更計画出すという形で来るのかも捉えられないものですから、まず二、三件は多くなっていますけれども、最終的にはこれまで参加させていただいている事業の部分が執行残が出たとしてもこれで全て賄えるかなとは思っております。そうした上で、なおかつどうしても交付金からあふれた部分どうするかですけれども、これについては一般財源を充てさせていただいてという形になると思っております。具体的にとなると、多分財政調整基金からの繰入れという形で対応する形にはなるのではないかとこのふうには捉えています。

森 委員

最初の質問については、これで了解いたしました。

実際に全体を見た場合に、やはり非常に広範囲にわたって長い期間いろんな影響を受けていますので、今回各課で相当すり合わせをしながら、ある程度必要なところに対して手当てをしたなという印象を持っていますが、先ほど工藤委員が言った、例えばクリーニング屋さんというのは通常の運送業よりも、私たちのイメージなので、実際どれぐらいか分からないのですけれども、朝からずっと車を走らせているという。それから、経営状態はそれぞれなのであれですけれども、例えばスタンドとか燃料店なんかもほとんど車で全ての仕事をしているわけでありまして、場合によっては今まで上がった業種以上に値上げの影響というものを受けているところも、今挙げた例以外にもあるかもしれないので、国のほうも今いろんな状況が出ていますので、今回はかなり苦労して大平財務課長が何とか収まる程度にということでは理解しますので、そういうことも一応現段階での個人的な意見ということで答弁は要りませんが、申し添えて終わりたいと思います。

阿部委員

確認を含めてということで、6番についてなのですけれども、反対とかそういうのではないのですけれども、トラックで2トン以上からというあれになっていますけれども、その理由というのはどんな感じなのか聞

きたいなど。

高橋課長 お答えいたします。先ほどの説明の中でも、特に土木建設業に係る重機とか、そういうものに関しては燃油高騰に対する影響が大きいだろうと。中でも大型の車両についてはというところで、事業者が持っている車両につきましては軽から大型までと多分あるとは思いますが、その中でも大型に関しては軽と何倍も違う経費のかかり方だろうということで、こちらのほう建設課との協議も踏まえて、特に大きなところで2トンということで切らせていただいております。

阿部委員 聞きたかったのは、どうしても土木建設業ということで、今回初めて事業者に対しての支援という中で、決して反対とかどうとかというあれではないのですけれども、やっぱり初めてこうした支援をするときに、例えば言ってしまったらあれですけれども、ガラス屋さんであったりクロス屋さんなんかは軽トラックにガラス積んで走っていたりとか、クロス屋さんにしても機械を積んでとか、ではそういうところは該当しないのかという声も、多分これが決まってからは聞かれることもあると思いますので、特に自分なんか聞かれると思いますので、やっぱりこういった理由だからここまで支援しますと、それ以外の部分はまた別の機会で、先ほど森委員のほうからもありましたけれども、そういった部分を今後いろいろと考えていただきたいと思いますので、改めてその辺についてお聞きしたいと思います。

高橋課長 お答えいたします。今委員おっしゃったとおり、このものという部分でうちのほうでもある程度想定はしているところがありますので、それに関しましては今確定した段階で事業者さんのほうにはお伝えしてというところで対象をはっきりさせた上で申請等々の周知はしたいと思っております。

村田委員長 ほかにありませんか。(なし。の声) ないようでしたら、これで委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。